

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に係る重大事態の 調査結果と再発防止の取り組みについて

平成 28 年 11 月 2 日、「横浜市いじめ問題専門委員会」から、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査について、調査報告書の答申を受けました。本件は、本市教育委員会が初めて行ういじめ重大事態の調査であり、教育委員会から第三者委員会（「横浜市いじめ問題専門委員会」）に諮問して、実施しました。

Ⅰ 調査の経過

1 いじめ重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項、及び、附帯決議により、次に該当するものが「重大事態」とされています。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③いじめを受けた児童生徒やその保護者からの申立てがあったとき。

2 いじめ重大事態に係る調査

重大事態の調査は、いじめ防止対策推進法第 28 条に基づき、学校の「いじめ防止対策委員会」又は教育委員会で、調査することとなっており、教育委員会が調査をする場合には、第三者委員会に諮問します。本市では、教育委員会の附属機関である「横浜市いじめ問題専門委員会」を常設し、この委員会が諮問を受け、調査を実施します。

また、調査結果を市長に報告後、市長が再調査が必要と判断した場合には、市長の附属機関である「横浜市いじめ問題調査委員会」に諮問して、再調査することとしています。

【本事案の調査の経過】

- ・ 27 年 12 月 16 日 保護者から重大事態の調査の申入れ
- ・ 27 年 12 月 28 日 学校から「重大事態発生に関する報告書」を教育委員会へ提出
- ・ 28 年 1 月 5 日 重大事態の発生について、市長への報告
- ・ 28 年 1 月 5 日 教育委員会からいじめ問題専門委員会へ調査の諮問
- ・ 28 年 1 月 19 日 いじめ問題専門委員会の開催（1 回目）
- ・ 28 年 7 月 11 日 いじめ問題専門委員会の開催（5 回目）
- ・ 28 年 11 月 2 日 いじめ問題専門委員会から調査報告書の答申
- ・ 28 年 11 月 7 日 教育委員会定例会での審議
(報告書を申立人に情報提供及び本事案への対応について)
- ・ 28 年 11 月 8 日 当該保護者に代理人弁護士を通して、調査報告書を提供
- ・ 28 年 11 月 9 日 市長へ調査結果の報告
- ・ 28 年 11 月 10 日～ 関係児童保護者へ説明

II いじめ問題専門委員会の答申

1 当該児童

児童A 12歳 市立B小学校6年生（申立て当時） ※現在、中学1年生
平成23年3月、福島県で東日本大震災により被災。23年8月 B小2学年へ転入。

2 諮問に対する答申（調査結果）

(1) 「いじめ」について

- ・一定の「いじめ」があったと認定
- ・本事案は、「いじめ」「不登校」「非行・虞犯」が複合
- ・児童理解の不足から生じた保護者等との情緒的齟齬が解決しないままに混乱し、長期化

	時 期	専門委員会の認定	認定しうる事実 (報告書 P15.16)	事実分析 (報告書 P17~19)
①	H23~24年度 2年生8月~3年生6月	一定の「いじめ」があったと認定する	1、2	①
②	H24年度 3年生6月~10月 <不登校期間>	この期間の不登校は「いじめ」との因果関係は否定できない	3	②
③	H24~25年度 3年生10月~4年生3月	一定の「いじめ」があったと認定する	4	③
④	H26年度 5年生4月~5月	非行・虞犯行為が中心であり、「いじめ」とは認定できないが、児童Aの行動（おごり）の要因に「いじめ」が存在していたことは認められる	5、6、7、8	④
⑤	H26~27年度 5年生5月~6年生3月 <不登校期間>	「いじめ」の因果関係は認められないが、複合的な要因が絡みあった結果の不登校といえる	9	⑤

(2) 再発防止に向けた提案 及び 提案の背景となった学校・教育委員会の問題点

① 個々の児童に沿った支援体制を確立すること

- ・被災避難で種々の内的問題を抱えた児童であり、不適応状況が起こり得ることが容易に推測された。
- ・金品を「おごる・おごられる」状況に対し、関わるすべての児童に十分な教育的指導・支援が行われた形跡が認められない。

② 組織的な情報共有・対応ができるようにすること

- ・当該校では、学級担任と管理職との間で、それぞれの問題に対処するための組織的コミュニケーションが円滑に行われていなかった。

③ 保護者とのコミュニケーションを日常から活性化するシステムを構築すること

- ・面会ができず、主な連絡方法に「電話」を用いていたことが、保護者との齟齬を拡大することになった。

④ 関係機関との連携・協働を密にし、チームアプローチができる体制を確立すること

- ・学校教育事務所が、学校と保護者の間に積極的に介入し、仲介する動きが見られなかった。
- ・スクールソーシャルワーカーなど、専門職の機能が十分に活用されていなかった。

⑤ 教育委員会各部署の役割の明確化と、適切な児童支援体制を確立すること

- ・教育委員会内の各部署間で、情報を共有するシステムが機能していなかった。

⑥ いじめの調査方法について、適切に判断すること

- ・保護者がいじめ被害を訴え、1か月以上不登校が継続したが、保護者に対して、学校からの対応に終始し、重大事態の捉えによる対応がとられなかった。

III 再発防止に向けた取り組み

今回のいじめの重大事態の調査結果を受け、教育委員会や学校の対応等について検証し、再発防止策を迅速かつ横断的に検討するため、教育委員会に「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会」を設置し、再発防止に向け取り組みます。

1 「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会」の設置

(1) メンバー

ア 教育委員会事務局

教育次長、部長・課長級職員 10名

イ 市長部局

総務局コンプライアンス推進室長、市民局市民情報室長、

こども青少年局こども福祉保健部長、泉区福祉保健センター担当部長

ウ 意見聴取を行う外部有識者（調整中）

文部科学省生徒指導室長、神奈川県こども教育支援課長、神奈川県学校支援課長、弁護士 等

(2) プロジェクトチームの設置

第三者委員会から指摘された問題点や、保護者から要望のありました検証の視点等を踏まえ、検討委員会の下に「プロジェクトチーム」を設置し、検証と検討を進めます。

(3) 進め方

- ・ 関係部局や外部有識者等の意見を聴取しながら、議論を進めます。
- ・ 実施できる対策は、検討と並行し、迅速に対応します。
- ・ 必要な予算・人員体制については、29年度での対応を調整します。

(4) スケジュール

12月15日	再発防止検討委員会の設置、第1回委員会の開催
2月中	対策概要の取りまとめ
3月中	再発防止策を取りまとめ・公表

【参考】 これまでに実施した対策

(1) 教育長通知・課長通知の発送（11月21日）

- ・ 専門委員会からの指摘事項を周知し、校内のいじめ対策体制の再点検の実施を指示

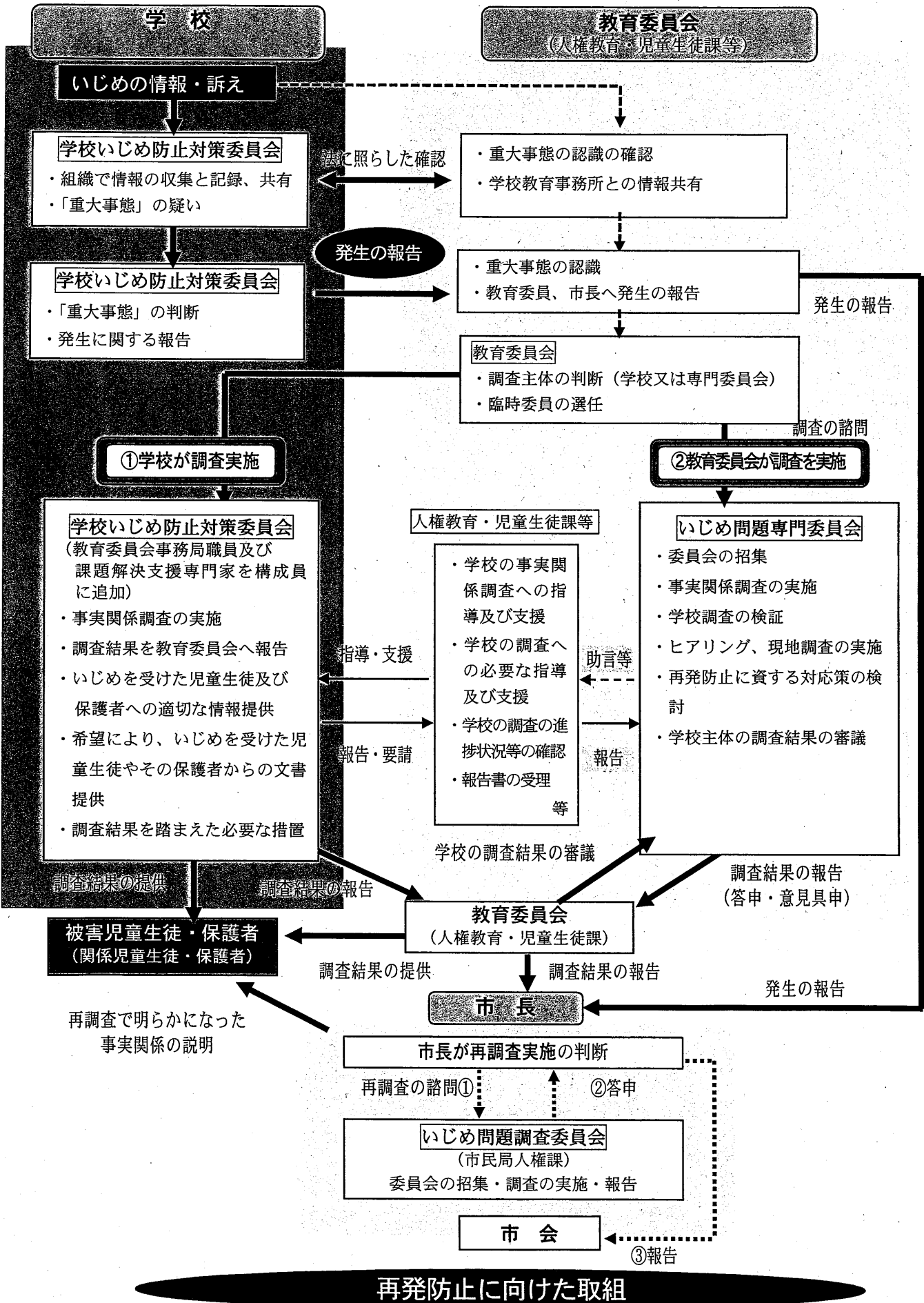
(2) 市長と現場の教職員との意見交換会（12月8日）

- ・ 市長・教育長が、校長、スクールソーシャルワーカー、学校カウンセラーから、学校現場の状況や課題を聴取
- ・ 当日の意見は、今後の再発防止策の検討に反映

〈意見交換会での主な意見〉

- ・ 日頃から保護者の話をよく聴き、関係づくりを進めることが大切
- ・ 被害児童生徒の心のケアと、加害児童生徒が次のステップに行ける指導が重要
- ・ いじめ問題に対応する際には、他機関との協力が必要だが、主体は学校でありたい
- ・ 小学校は、中学校に比べて、教員の数（定数）が少なく、組織対応が難しい。
- ・ スクールソーシャルワーカーなどの専門職を幅広く活用したい。

●重大事態発生時の流れ●



**いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる
重大事態の調査報告書（答申）**

平成 28 年 11 月 2 日

横浜市いじめ問題専門委員会

はじめに

平成 27 年 12 月 16 日に横浜市長及び横浜市教育委員会に「いじめ」被害を訴える児童とその保護者及び代理人より提出された、「横浜市立■■■■小学校に係る、いじめの重大事態」に対する申入書が受理されたことに伴い、平成 28 年 1 月 19 日に横浜市教育委員会の諮問を受け、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に係る調査を開始した。

調査は、児童生徒の人権に配慮しながら行われることは当然であるが、同時に「いじめ」に関する事実をいかに認定していくかの過程で公正公平を期していかなければならないため、できうる限り丁寧に慎重に行った。

しかしながら、本事案の場合、初期の発生からの経過が長く、さらには被害を訴えている児童が長期にわたり不登校状態になった以後に調査開始となったという経緯もあり、関係者の記憶等に正確さを求めることに困難を生じていたこともあり、「いじめ」の事実認定そのものに難しいものがあった。その意味からも、経過と変容があり、さらには情報共有から逸れていたであろう「いじめ」の調査における難しさを痛感させられた。せめて、1 年前に調査に入ることができれば、詳細に実態を把握し解明にもより正確さのある調査が可能であったと考え、もっと早く着手できれば当該児童の苦痛もなかったのではないかと悔やまれる。

「いじめ」に係る事態が発生した場合、速やかな調査と対応が何よりも大切であり、児童生徒の「教育を受ける権利」を守ってゆく積極的な姿勢がいま問われているのである。調査に際しては、本委員会の各委員がその専門性をもって真摯に取り組み、時には様々な立ち位置からの激しい議論を闘わせ、解明に努めることができたことがなによりの救いである。

横浜市教育委員会が本報告書を誠実に受け止め、これからの教育活動に役立てることと、「いじめ」の防止に努めていただけることを何よりも願っている。さらに、本事案の当該児童が一日も早く元気になり、自らの足で地を踏みしめ歩き出してくれることを心より願っている。

平成 28 年 11 月 2 日

横浜市いじめ問題専門委員会

委員長 岡田 守弘

目次

I. 調査	
(1) 調査の方法について	2
(2) 調査の経過	3
II. 結果について	
(1) 本事案の経過	4
(2) 学校の対応等	7
(3) 〇部学校教育事務所の対応等	14
(4) 本事案の経過から認定しうる事実について	15
(5) 本事案の経過といじめに係る事実分析	16
III. 諮問に対するの答申	
1 いじめの事実について	20
2 学校の対応について	20
3 今後の対応と再発防止について	23
IV. おわりに	26

資料

・ 横浜市いじめ問題専門委員会委員名簿	27
・ いじめ防止対策推進法第28条に係る調査の実施について（諮問）	28

1. 調 査

平成 27 年 12 月 16 日に横浜市長及び横浜市教育委員会に対し、「いじめ」被害を訴える児童・保護者及び代理人より「横浜市立■■■■小学校に係る、いじめの重大事態」（以下、本事案と略す）に対する申入書が提出され受理された。それに伴い、横浜市いじめ問題専門委員会（以下、「本委員会」と略す）は、平成 28 年 1 月 5 日付で横浜市教育委員会の諮問を受け、いじめ防止対策推進法（以下、「法」と略す）第 28 条第 1 項に係る調査を開始した。

諮問内容としては、

- 1 いじめの事実について
- 2 学校対応について
- 3 今後の対応と再発防止について

である。

(1) 調査の方法について

本事案は、「いじめ」被害を訴える児童（以下、当該児童と略す）が小学校 2 年生から 6 年生の現在に至るまでの長い経過があり、これまでも学校を中心として、関係機関がかかわってきた経緯がある。

また、至近の 1 年余り当該児童は不登校状態となっており、加害を疑われる児童との接触はなく、在籍小学校の教員との接触もない状況から当該児童の学年を対象としたアンケート調査等は正確なデータが得られる保証がないために行わないこととした。

さらに、調査開始時期が当該児童及び加害を疑われる児童（以下、表中等で「関係児童」と略す）が小学校 6 年生の 3 学期で、小学校の卒業及び中学校の進学を控え、情緒的に不安定になりやすい時期であることを配慮し、当該児童及びその保護者からの聴取を最優先とした。そして、学校関係者並びに、長期にわたり当該児童とその保護者の支援に当たっていた教育委員会専門相談員や学校側に支援の助言を行っていた■■部学校教育事務所関係者からの聴取を行った。

加えて、これまでに学校等の調査で集約されていた資料、教育委員会の各部署から提出された資料及び当該児童及びその保護者及び代理人より提出された申入書の内容を詳細に分析・検討することとした。

当該児童が通っている■■■小学校についても現地調査を行い、聞き取り調査等で語られた内容との整合性についても分析検討した。

加害を疑われている児童及びその保護者への聞き取り調査については、本委員会の委員の中でも意見が割れ、聞き取りを委員会として行うべきであるという意見と、本事案が起こった時期からすでに長い時間がたっていることから、児童の人権への配慮と、教育的な意味を勘案して積極的に行う必要性に疑問を呈する意見があり、長時間の討議を行った。その結果、中学校への進学を控えた時期であったことも重なり、直接の聞き取りに替わって、小学校から提出された書類等の分析・検討で判断することとした。このことは、小学校から提出された資料だけで充分であるということではなく、経過の長い事案であることと、「いじめが行われた」とされる時期から時間がすでに長く経てしまっていることから、関係する児童の記憶が正確に再生できるかと

ということについては、変容し曖昧になっていると推察され、小学校側から提出されたその当時の児童聞き取り調査資料以上のものを期待することはできないと判断されることと、十分ではないかもしれない資料ではあるが、小学校側の提出資料でおおむね事実の確認ができると判断されたためである。

また、加害を疑われている児童の保護者に対しては、この内容を伝えるとともに、本事案に対して、お話したいことがあれば本委員会へ伝えることができると確認したが、申し出はなかった。

法の精神が、「いじめ」により児童の持つ基本的人権である「教育を受ける権利」が侵害されることがないようにということに重点が置かれていることから、この調査方針の妥当性は高いと考えられた。

(2) 調査の経過

本委員会の開催、打ち合わせは、以下のとおり行われた。

年月日	会議内容等	会議場所
平成 28 年 1 月 19 日	いじめ問題専門委員会の開催 (調査の進め方について検討)	パークホール
平成 28 年 2 月 3 日	当該児童及びその保護者及び代理人弁護士 への面会	代理人弁護士事務所
平成 28 年 2 月 26 日	■■■■小学校現場調査 聴取内容打ち合わせ	■■■■小学校 ■■■■部学校教育事務所
平成 28 年 3 月 22 日	いじめ問題専門委員会の開催 (調査状況の共有、まとめに向けた検討)	市庁舎 5 階 関係機関執務室
平成 28 年 5 月 10 日	いじめ問題専門委員会の開催 (調査状況の共有、まとめに向けた検討)	関内駅前第一ビル 205E 会議室
平成 28 年 6 月 9 日	いじめ問題専門委員会の開催 (調査状況の共有、報告書の検討)	関内駅前第一ビル 302 会議室
平成 28 年 7 月 11 日	いじめ問題専門委員会の開催 (報告書の検討)	関内駅前第一ビル 302 会議室

当該児童及びその保護者、及び学校関係者等への聴取は以下のとおり行われた。

年月日	聴取対象者	聴取場所
平成 28 年 2 月 8 日	当該児童及びその保護者	関内 S T ビル
平成 28 年 2 月 9 日	現校長・現副校長・前副校長	関内駅前第一ビル
平成 28 年 3 月 14 日	2～6 年各担任	■■■■小学校
平成 28 年 3 月 25 日	当該児童及びその保護者	関内 S T ビル
平成 28 年 3 月 28 日	■■■■部学校教育事務所職員	関内駅前第一ビル
平成 28 年 4 月 7 日	教育委員会事務局専門相談員	関内駅前第一ビル

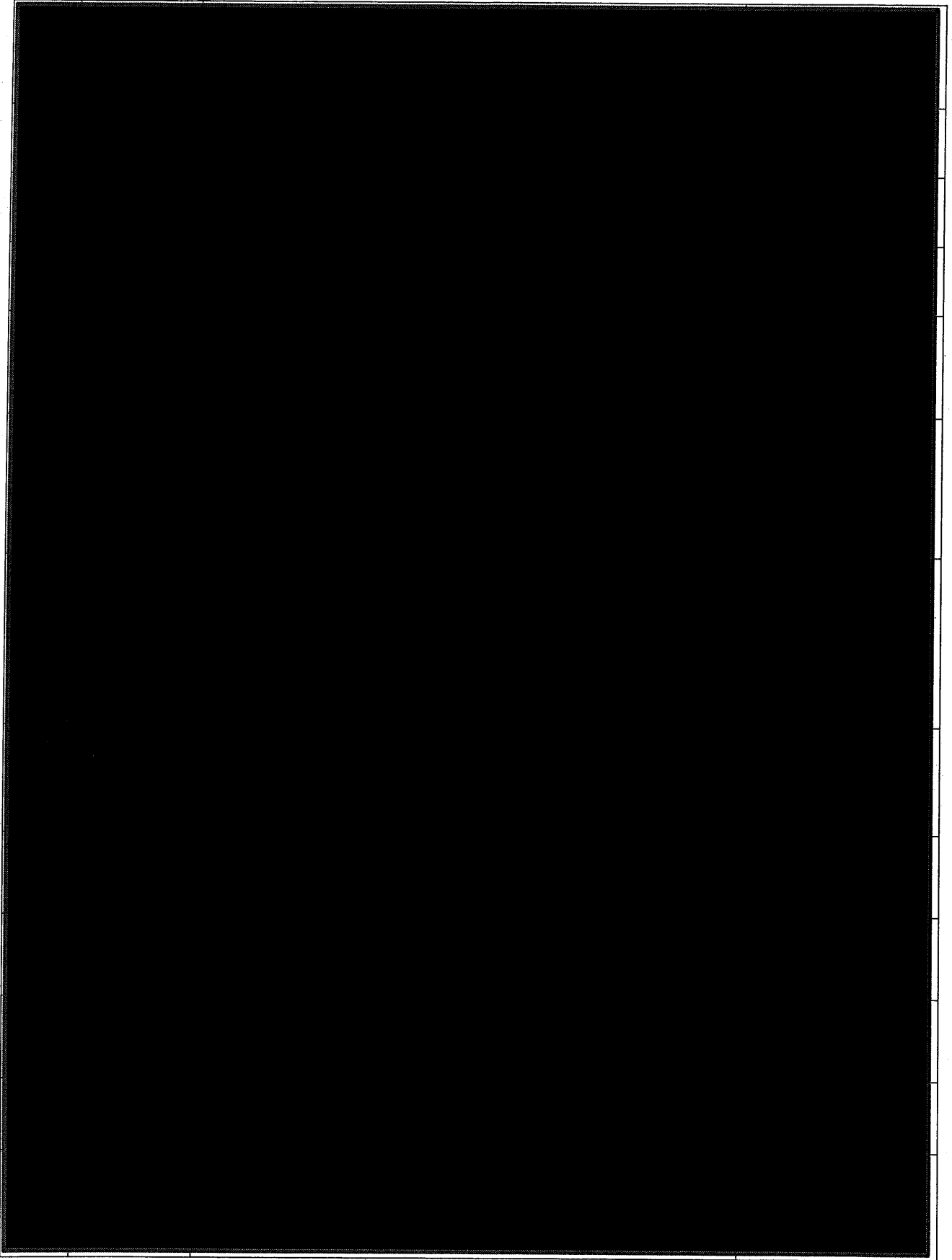
聴取は、複数の本委員会委員が同席し、聴取対象者の承諾を得た後、人権に十分な配慮をする中で行った。

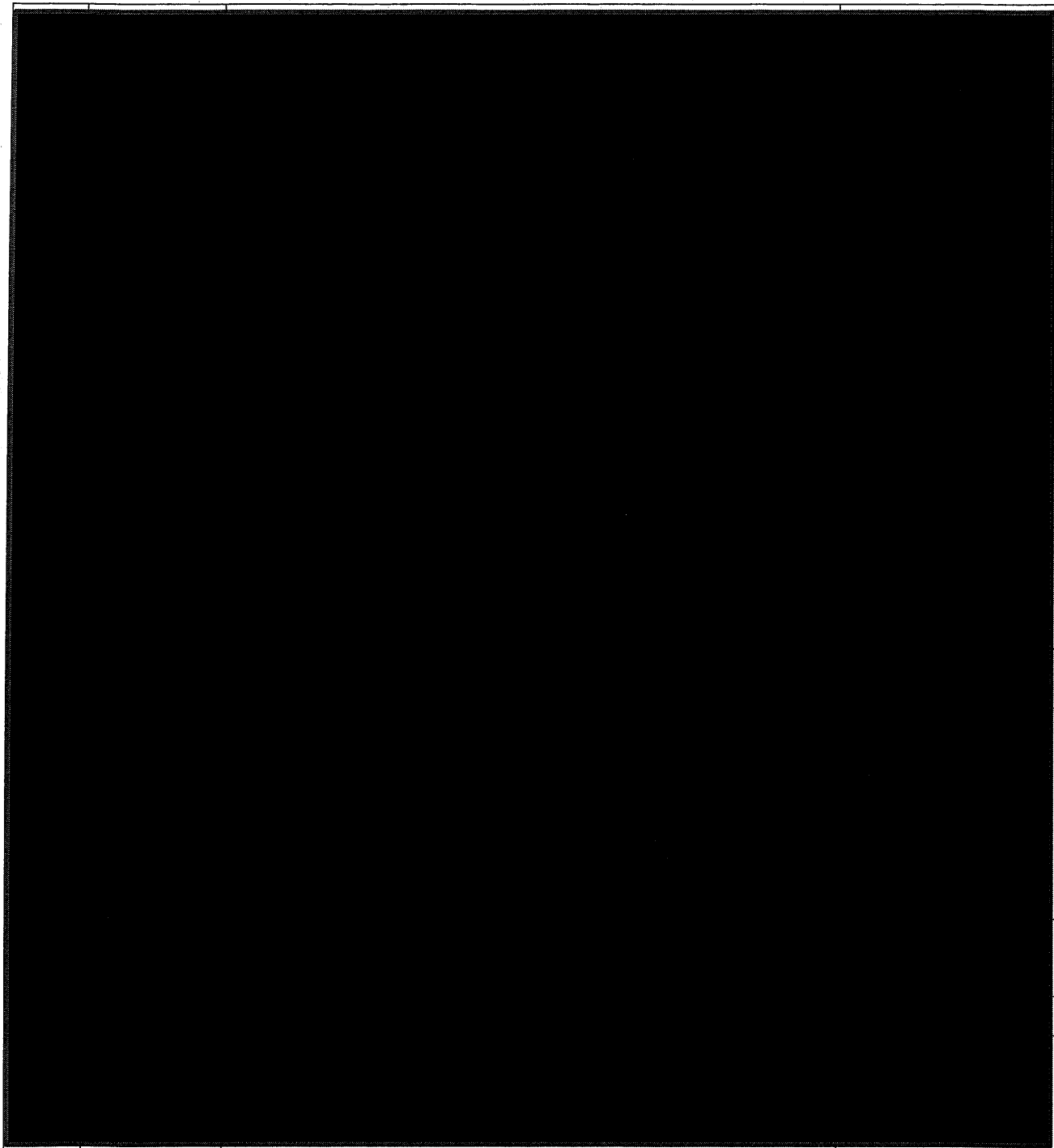
II. 結果について

(1) 本事案の経過

本委員会が聴取や提出された資料に基づき、本事案についての経過を以下の通り整理した。

学年	年月日	経 過	確認者・資料





(2) 学校の対応等

学年	年月日	対 応
2	H. 23. 8. ■	福島県 ■ 小学校より、 ■ 小学校に転入受付。
2	H. 23. 8. 下旬	同じクラス児童からの鬼をわざとやらされたり、「〇〇菌」と呼ばれたりするいじめに対し、訴えがあった時にその都度担任が指導、対応した。

2	時期不明	当該児童の保護者から「 」と言われ、対応した。
4	H. 25. 4.	。2年時から2年間担任した教員は。4年時はの教員が担任となった。
4	H. 25. 4.	担任は、当該児童の保護者から、「 」と連絡を受けた。
4	H. 25. 5.	。
4	時期不明	。
5	H. 26. 5. 9	※学校は、金品に関する事案について初めて知った。
5	H. 26. 5. 12	5月9日に学校に連絡を入れた家庭の児童から、担任が聞き取りした。
5	H. 26. 5. 20 または 21	・学校にから、当該児童が何人かの関係児童にゲームセンターで遊んでいるようだと連絡。
5	H. 26. 5. 28	当該児童の保護者から電話があった。 ・帽子がなくなった。隠されたのではないか。以前4年の時、鉛筆を折られたことがある。 福島から来た子なので十分に気にかけてほしいといじめの訴えがあった(3年時以降初めての訴えだった)。帽子はロッカーの上で発見された。

5	H. 26. 8. 27	副校長が、当該児童の保護者に電話。 [Redacted] [Redacted] [Redacted] ・警察は動いていない。事実解明をするために警察に被害届を出してはどうかと副校長より話した。
5	H. 26. 8. 28	関係児童から聞き取り。
5	H. 26. 9. 1	関係児童から聞き取り。
5	H. 26. 9. 2	副校長と担任が家庭訪問。 ・後期の教科書、学年便り等の配付物、体験学習の資料を渡し、当該児童の保護者と話をした。
5	H. 26. 9. 10	副校長が家庭訪問。当該児童の家族と話をした。 ・義援金給付奨学金関係書類、ハートフルスペースやフリースクールの案内を副校長より渡し説明した。
5	H. 26. 9. 11	[Redacted]警察署から関係児童から、事情を聞くため連絡先教えてほしいと連絡が入った。 ・この日、当該児童及び当該児童の両親が [Redacted]警察署に相談に行ったことがわかった。
5	H. 26. 9. 30	副校長と担任が家庭訪問し当該児童の保護者と話した。 [Redacted] [Redacted] ・当該児童の保護者（父親）と連絡を取りたい旨を伝えると [Redacted]とのことだった。
5	H. 26. 10. 28	当該児童の保護者から電話が入り校長が対応した。
5	H. 26. 11. 7	・ [Redacted]警察署 [Redacted]から当該児童、関係児童から聴取した結果等について聞いた。 [Redacted] [Redacted]
5	H. 26. 11. 19	副校長、担任は家庭訪問、最終的な調査内容を当該の保護者に伝えた。
5	H. 26. 12. 5	[Redacted]本事案の対応の件で相談するために来校。 [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]

5	H. 26. 7. 17	校長から、[REDACTED] 警察署から連絡があった内容について報告。
5	H. 26. 7. 30	当該児童の保護者から電話連絡。 ・事務所は、事実を確認するため、当該児童からも話を聞かせてもらう必要があり、学校からその旨の申し出があった場合には受け入れてほしいと当該児童の保護者に要望した。当該児童の保護者は了承した。 ・併せて、学校に上記内容を伝え、丁寧な対応をするよう指導した。
5	H. 26. 8. 28	[REDACTED] [REDACTED]
5	H. 26. 9. 5	校長から、家庭訪問の様子について報告。
5	H. 26. 10. 20	[REDACTED]
5	H. 26. 10. 30	当該児童の保護者から電話連絡。 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
5	H. 26. 11. 14	当該児童の保護者から電話連絡。 [REDACTED]
5	H. 26. 12. 5	校長から、本件に対し弁護士が関与するとの報告。
5	H. 26. 12. 12	人権教育・児童生徒課から、本件に関する相談を受けたとの報告。
5	H. 27. 3. 30	校長、副校長から、本件についての学校の見解について報告。
6	H. 27. 4. 13	校長から、状況について報告。
6	H. 27. 4. 16	校長から、状況について報告。
6	H. 27. 10. 8	学校長から、当該児童の保護者が教育委員会あてに文書を提出する意向があることの報告。
6	H. 27. 10. 15	総務課及び人権教育・児童生徒課へ、本件に関する対応経過と見解を文書で報告。

これに関し、Aは、
、今までにされてきたことも考え、威圧感を感じて、家からお金を持ち出してしまったという。Aが約10人の関係児童の遊興費等を負担（いわゆる「おごり」）することで、それ以降はプロレスごっこ等のいやなことは一切されなくなり、更にAは他の児童に対し、友好感が生じることができたので、同様のことが多数回繰り返されてしまったと思われる。

関係児童らは、Aがお金を見せ、積極的にお金を皆に配ったと述べている。

7.

この頃学校はAと他の関係児童との金品のやり取りについて知ったが、Aらのゲームセンターでの遊興はこの後のものが大半であった。同月20日、学校に保護者からAが何人かの関係児童にゲームセンターでおどっているようだとの連絡が入った。しかし、その後も（たとえば、5月24日、同月28日）Aらのゲームセンターでの遊興は続いた。

8. 同年5月28日には、Aの保護者から「帽子がなくなった。隠されたのではないか。」との訴えがあった。帽子はロッカーの上で発見された。

9. Aは、同月より不登校になり、その後同28年3月の卒業まで全く登校していない。

学校は、Aと約10人の関係児童との金品のやり取りについて、同26年6月より調査に入った。

(5) 本事案の経過といじめに係る事実分析

これらのことから、本事案は一見小学校2年生時に当該児童が小学校に転入してきたときから、数々の事態が起こっているのであるが、それが同様な内容が繰り返しかこっていたのではなく、学年進行にしたがって様相を変えながら、断続的に起こっていた事案が積み重なったものであるということがいえる。

それぞれの様相が認められる時期を分類すると、以下の5つの期間に分けることができる。

- ① 小学校に転入時（2年生の8月）から最初の不登校に至る期間（3年生の6月まで）
- ② 最初の不登校期間（3年生の6月から10月まで）
- ③ 再登校期（3年生の10月から4年生最終まで）
- ④ 5年生の最初の期間（4月から5月）
- ⑤ 2度目の不登校期間（5年生の6月から現在）

本事案を理解するためには、これらの時期に起こっていた問題の様相を分析し、いじめの認否を明らかにするとともに、それぞれの時期における学校等の対応について詳細に検討する必要があると考える。

① 小学校に転入時（2年生の8月）から最初の不登校に至る期間（3年生の6月まで）

この時期の起こった事案については、学校側も認めているとおり、同じ学級の特定児童からの追い回しや渾名呼称といった一定の「いじめ」があったと認定する。

東日本大震災に関連する原子力発電所の事故により、横浜市に転居してきたところに、当該児童がなかなか友人関係等を構築するまでにいたらず、「いじめ」に繋がったと推察する。

学校側としては、この時期については当該児童に寄り添う対応が比較的なされてきてそれなりに功を奏していたと見なせよう。

しかしながら、十分に当該児童及びその保護者への配慮が行き届いていたかという点で疑問が残る。

きちんとした相互理解を深めたうえでの対応ではなく、学校側の一方的な「指導」が中心となってしまったことにより齟齬が生じ、当該児童の不登校に至った要素は否定できない。

② 最初の不登校期間（3年生の6月から10月まで）

この時期の当該児童の不登校状態については「いじめ」との因果関係は否定できない（当委員会による当該児童聴取より）。

しかしながら、学校側としては「震災被害の影響」という観点のみでとらえていた傾向は否めず、当該児童の保護者との緊密な連携を図る努力をしたとはいえない。

当該児童が「震災の被害」に加えて「いじめ」により心的外傷を負っているのではないかという配慮に基づいた対応は認められない。

③ 再登校期（3年生の10月から4年生最終まで）

この時期に認められる事案については、同じ学級の特定児童による叩かれ、物隠し、鉛筆を折られるといった一定の「いじめ」があったと認定する。

当該児童に対して同じ学級の特定児童により行われた行為については、2年生時の再燃というべきであり、適切な支援指導が必要であったが、当該児童からの訴えもなかったこともあり、学校側では「いじめ」という認識はなく、必要な支援指導を怠っていたと指摘できる。

④ 5年生の最初の期間（4月から5月）

この時期の事案については、表面的には「いじめ」事案というよりも、非行・虞犯行為が中心となっているが、この点についても、学校側は、児童の生活指導上の問題として捉え、適切な対応を行っていたとは言えない。

当該児童は、登校の意思を持ち、その中で友人関係等をより良いものとしたいという思いで努力をしていたことは、聴取等から認められた。

しかしながら、当該児童としての精一杯の適応行動は、友人等のゲームセンターでの遊興費等を“おごる”という形で、過去における「いじめ」と同等の行為を受けないようすることであったと推察できる。

当該児童の聴取時に訴えていた内容では、加害を疑われている児童たちから「おごるよう言われた気持ち」になっていた。

学校側からの報告書等では当該児童から加害を疑われている児童たちに、自主的に“おごった”こととされているが、思春期前期にさしかかり他の児童たちとの相互関係の在り方に伴う不安定さに由来すると考察すると、どちらが真実であろうかと認定することは難しい。

ただ、認定しうる“真実”とすれば、当該児童が聴取時に、当時の5年生の教室の横に■■■■■という場所があり、ここで日常的に「プロレスごっこ」が行われており、それも見張りを立て、教員に見つからないようにした中で、当該児童がその標的となっていたが、「おごる」ようになって、それが無くなったと話した。

■■■■■小学校の現地調査において、当該児童の聴取時の発言とおりの物理的環境が確認でき、十分に真実と認定できる心象を得た。

これらのことから、当該児童が複数回にわたり加害を疑われている児童を中心にゲームセンター等と一緒に出掛け、金銭を負担していたことも、採られた方法論は明らかに間違っているが、「いじめ」から逃れようとする当該児童の精一杯の防衛機制（適応機制）であったということも推察できる。

これらの問題に対しての学校側の対応としては、表面的な問題行動のみに注視して、児童の内面的な葛藤に対しての対応ができておらず、教育上の配慮に欠けていたといわざるを得ない。

金銭的な授受の問題についても、当該児童と関係児童の言っている金額の相違などを問題にする前に、小学生が少なくとも万単位の金額を“おごる・おごられる”ということをする事自体、生徒(児童)指導の対象と考え、教育的な支援を行うことが必要であった。しかしながら、「正確な金額がわからないので、その解明は警察にまかせたい」とか、「返金問題には学校は関与しない」として、学校は上記の教育的支援を十分に行ったと思えない。

学校は、加害を疑われている児童たちに対しても、適切な教育活動を行ったとは言えず、当該児童及び関係児童全てに対し、行うべき教育的指導・支援を怠ったと言わざるを得ない。

以上のことから、この時期については、おごりおごられ行為そのものについては「いじめ」と認定することはできないが、当該児童の行動（おごり）の要因に「いじめ」が存在したことは認められる。

⑤ 2度目の不登校期間（5年生の6月から現在）

この時期の不登校は、直接的に「いじめ」と因果関係は認められないが、金銭問題が発覚したこと、学校側と当該児童及びその保護者との関係が悪化してしまったこと、当該児童が抱く「いじめ」再発への漠然とした不安等の複合的な要因が絡み合った結果の不登校とはいえる。

しかしながら、学校として、当該児童への不登校支援は至って消極的であり、たとえ当該児童の保護者等との関係が悪化していたことを斟酌しても、当該児童及びその保護者の心情をきちんと聴取することなく、一方的な思い込みで、事態の收拾のみに奔走していた傾向が認められることは残念である。

このことが、本事案を長期化させた原因の一つであり、当該児童の「教育を受ける権利」を侵害する一因になってしまったことは否めない。

III. 諮問に対するの答申

本委員会に諮問内容として求められている責務は、

- 1 いじめの事実について
- 2 学校対応について
- 3 今後の対応と再発防止について

である。

1 いじめの事実について

本委員会は、本事案について、総合的な状況から下記に記すとおりの一定の「いじめ」があったと認定する。

当該児童が転校してきた小学2年生の時期や不登校から再登校を始めていた小学4年生の時期に、同じ学級の特定児童から「〇〇菌」と呼ばれたり、鉛筆を折られたり、ノートが無くなったり、蹴られたり、ものさしで叩かれたり、階段で落とされそうになる「いじめ」があった。

また、小学5年生の4月から5月にかけては、██████████において、██████ごっこかプロレスごっこ称して、数人から叩かれるという「いじめ」があった。

しかし、その後の「おごりおごられ」行為そのものは、「いじめ」であったとまでは認定できない。しかしながら、過去の「いじめ」の状況がなかったとしたら起きなかった行為と考えられなくもない。

その後の不登校は、「いじめ」だけが直接的な要因になっているものではないが、「いじめ」が不登校の引金になったのではという疑念を完全に否定することはできない。

本事案は、いじめ事案、不登校事案、非行・虞犯事案の複合したものであり、同時に学校側の当該児童の個別的な児童理解の不足から生じた当該児童の保護者等との情緒的齟齬が解決しないままに混乱し、長期化したものであると考えられる。

2 学校対応について

- (1) 本事案を俯瞰的に観ると、██████小学校に転入してきた時点から、当該児童及びその保護者に対して一定の配慮に欠けた見方が学校側にあったことが伺える。

東日本大震災に係る福島原子力発電所の事故からの被災避難で横浜市に転入してきたことによる種々の内的な問題を抱えた児童であったことだけでも、当該児童の学校における日常の活動に不適應状況が起こり得るであろうということは容易に予測され、それに対しての対応方法について配慮すべきところであった。

しかし、学校側として積極的にそれに取り組む姿勢が認められるものは、教育委員会の資料からも、調査時の聴取からも十分に伺うことができなかった。ただ単に、学校になじめない不適應行動を表現する児童という捉え方での対応のみに終始してしまったことは大いに反省を促したい。

個々の担任教員は、何とか当該児童を理解し、教育の保障をしようという努力はしていたことは認められたが、学校全体で情報共有がされておらず、個別的な努力は無に

帰してしまっていた。

当時の■■■小学校の状況から考えると、■■■■もあり混乱していたことを差し引いても、十分な児童理解に基づいた教育活動が行われてはいなかったのではないかという疑念はぬぐえない。

児童の表面的な問題行動に対しての対処行動的な対応のみが目につく。したがって、当該児童の状況について、あいまいな憶測と推測による判断を繰り返し、正確な児童把握を怠ったことは今後の課題である。

- (2) さらに、学校側と当該児童及びその保護者との連絡についても、学校側から積極的に面談を行おうとしていた形跡が弱く、主な連絡方法として「電話」を用いていたことも、双方の齟齬を拡大する要因となっている。

電話は発信者と受信者のその時の心象により、受け取り方に差異が出るものである。まして、福島と横浜という文化の異なる場所で生活を営んできた者が、音声だけでやり取りをしていたのでは、受け取るニュアンスに差が出ることは当然であり、また内容によっては感情を高揚させ、本心とは違った言動につながる可能性も大いに存在するコミュニケーション・チャンネルである。

「わが子に対する問題を、学校は“電話連絡”だけで済ませようとしている」と保護者が理解してしまえば、「学校は、自分たちを大切に扱っていない」と考えることは当然の結果である。震災被害による避難という経験を持っている家庭に対して学校側として配慮に欠けていたことは明白である。

さらに、問題となる点は、関係が悪化してからは、「親が家に来るな」といったから行かなかったという発言が管理職の聴取時に聞かれたことであり、これは言い訳にしても不適切である。学校の責務として、所属する児童に対して「教育を受ける権利」を侵害しないように、最大限の努力をすべきであるところを怠ったと指摘せざるを得ない。

- (3) また、学校組織として、児童が発するシグナルを適切に受信し児童理解する方策や受信された情報を学校全体として共有し組織的に対応する体制の確立が脆弱であったのではないかという疑念もぬぐえない。

当該児童の担任たちからの聴取では、全てとは言わないが各担任はそれぞれ、「いじめ」のことにも不登校に対しても対応して行こうとしていたが、学校の管理職とのコミュニケーションが円滑に行われていなかったことにより、手を拱いているしかなく、当事者以外の危機介入が必要であった。

- (4) コミュニケーションの不足は、本事案にかかわったすべての教育委員会内の各部署にも言えることで、情報を共有するシステムが機能しておらず、このことが係わった者たちに不必要な憶測や推測を生む結果になったことも反省を促す。

- (5) 当該児童の5年生の事案については、いかなる状況であったとしても小学生が万単位の金銭を“おごる・おごられる”という状況を起こしているということが教育上問題であり、真犯行為につながる恐れがある事態である。この点においても、学校側の対応は理解できない。

教育上必要なことは、“真実の解明”ではなく、事態が起こった状況を詳細に理解し、そのことが教育上問題であるとするれば適切な指導を行うことである。

例え、「おごってあげる」と言われて「おごってもらった」としても、数万円に及ぶ行為が複数回にわたって行われた事実を学校側が掌握していながら、“おごった”側への十分な指導も、“おごられた”と主張している側への十分な指導も行われた形跡が認められないのは残念というしかない。

再度になるが、このような事案の場合“真実の解明”は学校の役割ではない。もし、それがどうしても必要と考えるのであれば、積極的に児童相談所や警察等専門機関の介入を依頼するのが常識である。

(6) 以上のような、数々の要因が重なり、本事案を複雑化させたことは、せつかく日常の中で日々努力している教員もいる中で、学校教育全体への不信感に繋がってしまう結果となったと考えられ、猛省を促したい。

(7) さらに、学校側が困惑し、苦悩しているときに児童生徒の健全な育成のために学校支援を行うべき■部学校教育事務所も、学校からの報告に対して適切なアドバイスをしていなかったことも理解できない。

確かに、主体的・全面的に問題に対応するのは学校であるが、側面での支援がなければ学校は良い学校経営ができないことは自明の理である。特に、保護者と学校側のコミュニケーションが円滑でなくなったときは積極的に介入し、指導主事、スクールソーシャルワーカー、学校カウンセラーを保護者のもとに派遣し、学校との仲介を行うことは当然であるはずであるが、その動きが見られなかったことも猛省を願いたい。

せつかく持っている機能を活用しないことは究極の無駄使いである。

(8) 専門相談についても、その機能が疑わしい。

カウンセリングを主体とした活動をしていたとしても、あくまでも教育委員会の一組織である以上、その目的は児童生徒の健全育成のために学校と協力をして、「教育を受ける権利」を擁護することでなければならない。

さらに、教育委員会という組織の中にあるということは、いかなる相談も私的なものではなく公的なものであるので、児童生徒の生活の場である「在籍校」との連携は相談活動としては欠くことができないと考える。横浜市教育委員会の専門相談については、学校教育相談の中でも、二次機能としては質の高い活動を続けてきたはずであるが、これも学校現場との協働・連携の良さが「質」の担保に繋がっていたと認識している。

しかし、本事案では、専門相談において、当該児童及びその保護者が3年生時から長期にわたり、カウンセリングを行っていながら、守秘義務を理由に学校等と情報共有を行っていなかったことは問題である。専門相談の中で得た情報であったとしても、それが児童生徒の「教育を受ける権利」の保障に役立つものであれば、教育委員会内の関係部署で情報共有を行い、支援の方略について意思の統一を図ることは必要不可欠である。

その意味では、直接、専門相談との関わりはないかもしれないが、調査過程で判明したこととして、学校カウンセラー・スクールカウンセラーについては、学校での児童生徒との面接記録を個人のメモにとどめている現況もあるとのこと聞き、極めて憂慮すべき事態であると考ええる。

個人情報保護の観点と面接相談等の記録を残さないということとは直接連動する

ものではないので、今後、相談面接等の記録は簡潔にまとめ、必要に応じて管理者の許可のもと閲覧ができるように、システムに基づいた管理を徹底して欲しい。

個人情報保護は、国民が憲法で保障されている「知る権利」・情報公開に優先するものではなく、個人情報を保持・使用する機関が「目的外に個人情報を使用する」ことを禁止した”責務“を規定する法体系のもとにある。教育上必要な情報については、目的を明確にしたうえでやり取りになるが、児童生徒の最大の利益を守るために積極的に共有することは何ら問題ない。

地方公務員法等でも「守秘義務」は厳しく規定されており、個人情報保護法がこの規定より上位であることはありえない。その意味からも、本事案も専門相談のはじめとして、教育委員会内の各部署が必要な情報を共有して対処していれば、当該児童及びその保護者に必要以上の苦痛を強いることにはならなかったと考えられる。

3 今後の対応と再発防止について

今後の再発防止に向けて以下の提案をする。

- ① 児童は可塑性に富み絶えず変化をしていることを踏まえ、個々の特性理解を促進するとともに、個々の児童に沿った教育支援体制を確立すること。
- ② 学校内の児童支援体制を確立し、組織的な情報共有・対応ができるようにすること。
- ③ 学校教育の要が、保護者との連携・協働にあるということを再認識し、保護者とのコミュニケーションを日常から活性化できるシステムを確立すること。
- ④ 学校外の教育委員会関係部署、または関係機関との連携・協働を密にして、チームアプローチができる体制を確立すること。
- ⑤ 教育委員会内の各組織がその役割を理解し、適切な児童生徒支援体制を確立すること。
- ⑥ 教育委員会は、いじめの調査方法について、適切に判断すること。

①については

本事案が複雑化した背景には、「いじめ」「不登校」「非行・虞犯」等という複雑な様相を持っていたにもかかわらず、最初の入り方が「震災後のケア」というテーマであったことからその後起こっていた状況についてもすべてをそこに帰結させてしまったことが最も重大な齟齬を生じさせた原因になっている。

確かに、震災被害ということは大きな事であるが、子供、特に児童期にあるものは、周囲の環境や人間関係によって大きく変化するものである。その時々状況を正確に捉え、中心となっている問題に対してアプローチして行くことが必要である。本事案の場合、「震災問題」→「いじめ」→「不登校」→「いじめ」→「非行・虞犯」→「不登校」と変化しているにもかかわらずそれぞれの問題に十分に対応することをしなかったことは大いに反省すべき点と指摘できる。

特に「非行・虞犯」の時期においては、学校側は“真相解明”と“金銭問題”ということで積極的に当該児童及び係わった児童に対しての支援を行っていないことは、学校

教育を行うものとしての見識を疑う。金品持ち出しに対する指導やゲームセンターへの出入り等に対して積極的に教育的支援を行わなかったことは、教育の放棄に等しいことを理解すべきである。

また、「(家庭訪問も来ないでほしいと) 保護者が言うから」という言い訳もいただけない。保護者は児童の養育においての責任を有しているが、児童問題や教育問題の専門家ではない。児童問題や教育の専門家である教員やスクールカウンセラー等は、保護者の言動にかかわらず、児童の問題の本質に迫り、時としては保護者に対する指導助言も積極的に行うべきである。

②について

調査時における聴取等で最も気になったのが、本事案の交通整理をし、「いつ」「どこで」「だれが」「なにをする」といった役割の分担及び情報の共有を、誰が行っていたかが不明確なことであった。

もちろん、当該児童の教育支援を行う枠組みについても不明確で、係わったそれぞれの大人が、自分の考えで自分勝手に解釈をして、ばらばらに対応していたと言わざるを得ない。

いじめ防止対策推進法の精神を理解し、校内の連絡調整、意思決定機関の確実な設立と運用を行うことが肝要である。意思決定も、校長を中心とすることに異論はないが、少なくとも複数人の集まった会議の上で決定するようにすべきである。

③について

日常的に保護者との連絡調整を行うことは当然のことであるが、問題等が生じた場合は定期的に保護者との懇談を取り入れ、コミュニケーションがきちんとできるようにしておくことが大切である。

また、必要最低限の連絡等については電話やメールを使用することは必要であるが、保護者との間に齟齬が生じている場合電話やメールの使用はかえって対立を深めることにもなることを理解し、顔と顔が見える範囲での行動を大切にすべきだと考える。

そして、このようなコミュニケーションが、教員個人と保護者とのものでなく、学校の組織と保護者との間で確立しうる体制が築かれなければならない。

④について

専門性ということを中心に考えると、見識が狭くなることは否めない。しかしながら、児童の成長にそった教育を行ってゆくためには広い、俯瞰的な視点を持つことが大切であり、複数の専門性を組み合わせると固有の真実がクローズアップされるものである。

また、専門職というものは孤立して成果を上げることができないのも常識である。必要に応じて、ケーススタディ等を繰り返し、チームアプローチができるようにして行かなければ、専門職を置く意味がない。

一定の枠組みは必要であろうが、必要に応じて定められたルールに従い、必要な情報を共有できる体制を早急に確立すべきである。

⑤について

④とも共通するが、教育委員会内の各部署はその役割を理解して、児童生徒のために何が協働・連携になるかを理解して、教育委員会内の中での役割について見直し、適正化を図ることが必要である。

⑥について

本事案においては、当該児童及びその保護者が「いじめ」被害を訴え、その後1か月以上に渡る長期の2度目の不登校を発生し継続した。

教育委員会は、当初本事案を重大事態とはとらえず、いじめ調査は学校にゆだねられた。「いじめ」事案では、出来るだけ早期に当該児童から聴取することが極めて重要であるが、当該児童及びその保護者は学校に対する不信もあり、学校による当該児童への聴取が拒否し続けられ、当該児童への聴取はできないまま時間が経過してしまった。

このように、学校と保護者との関係が良好でない状況下のいじめの調査は、速やかに本委員会に諮問がなされ、調査を実施すべきであった。

しかしながら、本事案の調査について、本委員会に諮問され、調査が開始されたのは、当該児童の不登校開始から約1年7か月以上経過した平成28年1月19日であった。もっと早い時期に、本委員会による調査を実施することができれば、いじめの加害を疑われている児童からの聴取も実現できたであろうし、実際の状況を詳細に理解することが可能であったはずである。さらに、このことにより、被害児童及び加害を疑われている児童などに対して、教育的配慮に基づく、適切な指導や支援をアドバイスすることも可能であった。

教育委員会は、今後、いじめの調査を、どの組織であっても速やかに行うための判断をより適切にしていきたい。

IV. おわりに

本事案を通じていえることは、「いじめ」に関しては、予防に努めるとともに、早期発見、早期対応が何よりも大切であり、主観的推測や憶測を通じての対応は極めて危険であり、法の定めるところの学校内外のシステムを確実に、朴訥に稼働させることが児童・生徒と保護者を無用な苦痛に貶めない最良の方法であることを痛感した。

いかに法整備が行き届き、公正公平が担保される状況になったとしても、それを運用する人々が適切に運用しなければ意味のないものになってしまう。

さらに、関係機関及び専門機関は連携、協働していかなければ、児童・生徒の最大の利益を担保して行くことができないことも痛感した。横浜市教育委員会は本報告書の主旨を理解し、早急に対応していただきたい。

当該児童は長期にわたり苦痛の日々を送っていたことは容易に推察でき、その苦痛に対しては察して余りあるが、乗り越え遅しく「生きて」いてくれることを切に祈念する。教育委員会は、当該児童への不断なる支援の継続をせつにお願いしたい。

横浜市いじめ問題専門委員会委員名簿

(五十音順・敬称略)

専門分野	補職	氏名
教育	横浜国立大学名誉教授・東京医療学院大学教授	オカダ モリヒロ 岡田 守弘
法律	横浜マリン法律事務所（弁護士）	カゲヤマ ヒデヒト 影山 秀人
福祉	神奈川県立保健福祉大学教授	コバヤシ マサトシ 小林 正稔
法律	田口法律事務所（弁護士）	タグチ サチコ 田口 幸子
医療	児童精神科医 (元横浜市立附属病院児童精神科部長)	タケウチ ナオキ 竹内 直樹
医療	横浜市中心児童相談所担当部長(医務担当課長)	タサキ ミドリ 田崎 みどり
教育	星槎大学教授	ニシムラ テツオ 西村 哲雄
心理	武蔵野大学教授	フジモリ カズミ 藤森 和美
心理	東海大学教授	ヨシカワ レイコ 芳川 玲子

教人児第 1454 号
平成28年1月5日

横浜市いじめ問題専門委員会
委員長 岡田 守弘 様

教育長 岡田 優子



いじめ防止対策推進法第28条に係る調査の実施について（諮問）

横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例第11条の規定に基づき、いじめ防止対策推進法第28条に係る調査について、次の事項を諮問します。

- 1 いじめの事実について
- 2 学校対応について
- 3 今後の対応と再発防止について

（諮問理由）

平成27年12月16日教育委員会あてに、小学校6年児童の保護者及び代理人弁護士から「当該児童に対するいじめは、『いじめ防止対策推進法』における重大事態にあたるもので、『いじめ問題専門委員会』での調査を開始し、真相解明と再発防止すること」について、申入れがありました。

申入書の内容は、いじめ防止対策推進法第28条において重大事態と掲げられている「いじめにより当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた」、「いじめにより当該児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた」ことを訴えているものであり、重大事態と考えられる事案です。

また、学校が行った調査では、いじめとの因果関係などについて、申入書の内容と相違する部分もあることから、いじめ防止対策推進法第28条に係る調査をいじめ問題専門委員会に諮問します。

担当 教育委員会事務局
人権教育・児童生徒課
電話：045-671-3250
FAX：045-671-1215